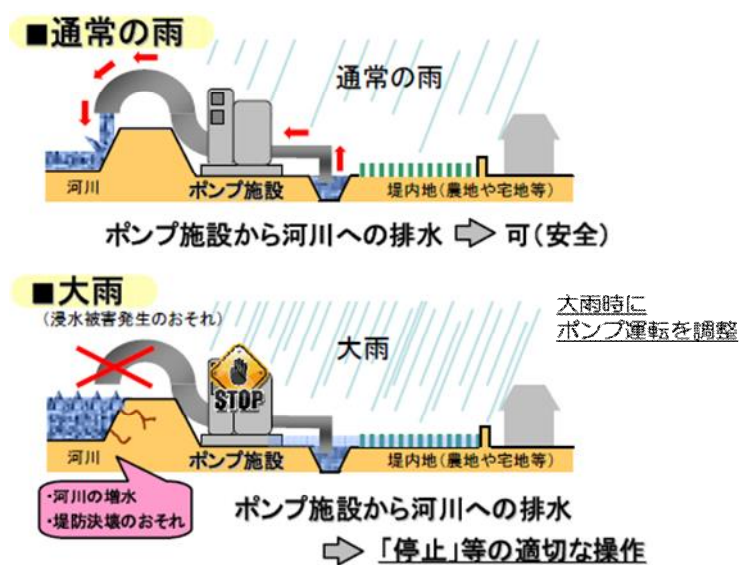


5-4 ポンプ施設との調整

築堤河川に隣接した内水区域などでは、河川の水位が上昇すると雨水を当該河川へ自然に排水することができないため、下水道管理者等が人為的に雨水を排水するためのポンプ施設を設置して、当該区域の浸水被害を軽減している。しかしながら、現状では、河川水位が上昇し、堤防が決壊するおそれがある場合でも、ポンプ排水が継続されることもあり、これにより河川の水位上昇を助長し、堤防が決壊する危険性を高めている場合もある。

このため、排水する河川の増水状況に応じた適切な操作を行う必要がある。



排水ポンプの運転調整

現在、計画地域においてポンプ施設は 31 箇所（1 箇所は計画）あり、その多くが下流域ブロックに位置している。

①適切な操作

市町等のポンプ施設の管理者は、河川が増水し、堤防の決壊等が発生するおそれが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を行えるよう、操作規則への明示等、その運用が確実に図られるよう努める。

②施設の指定

県は、ポンプ施設の規模や下流域の土地利用状況等から、計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を、所有者等の同意を得た上で、指定ポンプ施設に指定（条例第 32 条）する。

③維持管理

ポンプ施設の管理者は、日常からの維持管理に努める。

5-5 遊水機能の維持

浸水しやすい地域においては、住宅を高台に建築し、連続堤防ではなく霞堤や越流堤を存置するなどして、河川沿いの農地等の土地に遊水機能を持たせることにより、下流の洪水被害軽減が図られてきた。

現在、計画地域において美囊川（三木市）において、霞堤 2 箇所、越流堤 1 箇所が存在する。

そのような土地において、盛土等が行われると遊水機能が減少し、住宅等が建築されると洪水時に甚大な浸水被害が発生することから、連続堤防の整備等河川が整備されるまでの間は、遊水機能を維持することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、霞堤など貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める。

また、県及び市町は、民間の開発等についても、遊水機能が高いと考えられる土地について開発事業者等に十分な周知を図り、都市計画等との整合を図りながら開発の抑制に努める。

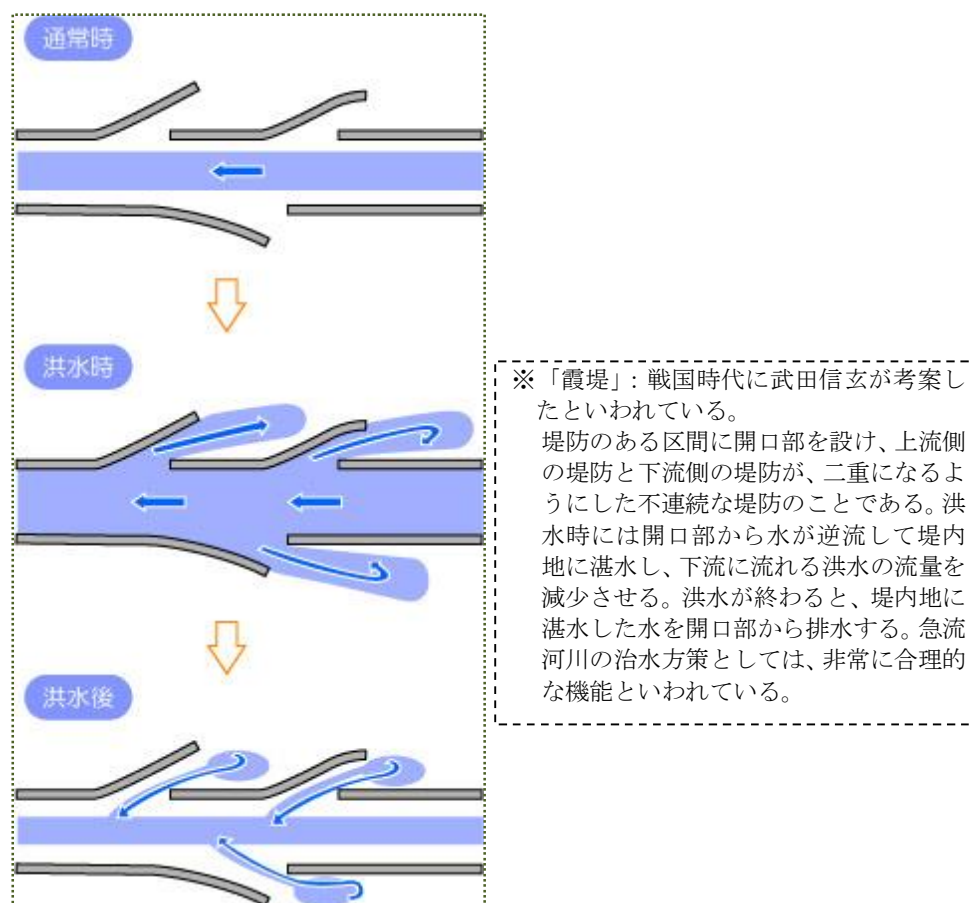


図 33 霞堤のイメージ

出典：国土技術政策総合研究所資料

5-6 森林の整備及び保全

流域圏はその約 6 割が森林で覆われており、管理の行き届いた森林は、土砂流出の抑制や斜面崩壊防止に対して有効に機能する。同時に、水源かん養機能、水質浄化機能や保水機能も有し、治水・利水・環境の面において非常に重要な役割を果たす。

一方、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化の進行により、森林管理が困難になっていることから、その機能の維持が難しくなっている。

そのため、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第 2 期対策(平成 24～33 年度)」を推進し、“森林管理 100%作戦”では、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した公的負担による間伐及び作業道開設を実施するほか、里山林対策においては、手入れされなくなった里山林の再生を行う。

また、防災面での機能強化を進めるため、「災害に強い森づくり：第 2 期対策（平成 23～29 年度）」に取り組み、

- ① 緊急防災林整備（流木・土石流災害が発生する恐れのある渓流域の森林機能強化）
- ② 里山防災林整備（集落等裏山森林の防災機能強化）
- ③ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備（広葉樹導入による高齢人工林の機能強化）
- ④ 住民参画型森林整備（県民の自発的活動支援）

を推進する。

表 25 森林面積

ブロック名	市町名	面積 (km ²)	土地利用割合 (%)
上流域	篠山市	218.1	75.1%
	丹波市	265.8	79.0%
	小計	483.9	77.2%
中流域	神戸市	83.3	65.4%
	三田市	6.7	64.1%
	西脇市	95.2	71.9%
	三木市	83.4	47.2%
	小野市	34.1	36.7%
	加西市	69.4	45.9%
	加東市	84.3	53.5%
	多可町	152.8	82.5%
	小計	609.2	58.9%
	下流域	加古川市	33.9
高砂市		3.6	12.2%
稲美町		1.2	3.4%
播磨町		0.0	0.0%
小計		38.7	18.9%
合計	1131.8	60.7%	

表 26 間伐、「災害に強い森づくり」整備実施面積

項目	丹波県民局 管内での整備 実施面積(ha)	丹波県民局 管内での整備 目標面積(ha)	北播磨県民 局管内での整 備実施面積 (ha)	北播磨県民 局管内での整 備目標面積 (ha)	東播磨県民 局管内での整 備実施面積 (ha)	東播磨県民 局管内での整 備目標面積 (ha)
	平成25年 推定値	平成33年 目標値	平成21年 推定値	平成27年 目標値	平成21年 推定値	平成27年 目標値
間伐の実施面積	12,596	21,055	3,170	8,300	0	0

項目	丹波県民局 管内での整備 実施面積(ha)	丹波県民局 管内での整備 目標面積(ha)	北播磨県民 局管内での整 備実施面積 (ha)	北播磨県民 局管内での整 備目標面積 (ha)	東播磨県民 局管内での整 備実施面積 (ha)	東播磨県民 局管内での整 備目標面積 (ha)
	平成25年 推定値	平成33年 目標値	平成21年 推定値	平成27年 目標値	平成21年 推定値	平成27年 目標値
「災害に強い森づくり」 整備実施面積	2,539	3,167	148	290	40	64

※県民局管内と計画地域の範囲は異なる

表 27 「災害に強い森づくり」実施面積一覧表（平成 20 年～平成 24 年）

整備区分	実施面積 (ha)								合計面積 (ha)
	神戸市	加古川市	西脇市	三木市	加西市	篠山市	丹波市	多可町	
緊急防災林	84	0	77	0	0	497	650	459	1,767
里山防災林	104	23	93	20	24	108	58	76	506
針葉樹林と 広葉樹林の混交林	0	0	0	0	0	90	0	99	189
合計	188	23	170	20	24	695	708	634	2,462

出典：兵庫県林業統計書

表 28 森林の保全等に関する取り組み一覧

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> 「災害に強い森づくり」として、「緊急防災林整備事業」として、県と連携し、推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源を活かした地域づくりや取り組みを支援する。 森林資源の利用拡大として、木質バイオマスの利用促進を図る。（公共施設に木質チップボイラの導入）
流域圏全体	県		
篠山市			
丹波市			
神戸市			
西脇市			
三木市			
小野市			
三田市			
加西市			
加東市			
多可町			
加古川市			
高砂市			
稲美町			
播磨町			

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。



緊急防災林整備（土留工）



高性能林業機械による搬出作業

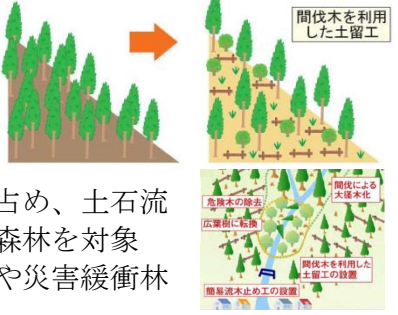





針葉樹林と広葉樹林の混合整備



間伐材チップ化（多可町）

災害に強い森づくりの取り組み事例

整備区分	概要
<p>緊急防災林整備</p>	<p>(斜面对策)</p> <ul style="list-style-type: none"> スギやヒノキの人工林が大半を占める危険渓流域内の森林を対象に、間伐木を利用した土留工を設置する。 <p>(溪流対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した溪流や、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流域の森林を対象に、流木災害の軽減を図るため、危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置を実施する。 
<p>里山防災林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 倒木や崩壊の危険性の高い集落裏山の森林を対象に、山地災害防止機能等を高めるため、危険木伐採などの森林整備や簡易防災施設の設置等を実施する。 
<p>針葉樹林と広葉樹林の混交林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 樹種・林齢が異なる水土保持能力の高い森林に誘導するため、大面積に広がる手入れ不足のスギ・ヒノキの高齢人工林を部分伐採し、その跡地にコナラ等の広葉樹を植栽する。 
<p>住民参画型森林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民やボランティア団体等による自発的な集落周辺裏山の森林整備、バッファゾーン整備活動や簡易防災施設・管理歩道整備等を支援する。 

5-7 (参考)山地防災・土砂災害対策

平成 21 年 8 月災害では、県下の多くの地域で山腹崩壊等による土石・流木の流出が下流部における被害を増大させた。一方、治山ダム・砂防えん堤設置箇所では土砂・流木が捕捉され、治山・砂防施設には被害を大幅に軽減する効果があることが再確認された。また、緊急防災林整備では、間伐木土留工等の設置による土砂等の流出抑止効果があることも確認された。

このように山地防災・土砂災害対策は、山地や森林を保全することにより、保水力を維持し、土砂流出による下流河川の流下能力低下を防止する効果もあるため、総合治水対策と併行して取り組みを進めていく。

「山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画」(H21～25)では、治山ダム・砂防えん堤の重点整備と災害に強い森づくりを総合的に推進してきたが、未対策箇所が多く残ることから、引き続き土砂災害から人命を守ることを目的に、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画」(H26～30)により事業推進を図る。

【第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画】

平成 21 年の台風第 9 号災害等を教訓に取組んだ「山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画 (H21～25)」では、被災溪流などで砂防えん堤や治山ダム等の整備に取り組んできた。しかしながら、県下には多くの未対策箇所があること、また近年記録的豪雨が頻発していることから、第 2 次 5 箇年計画を本県の社会基盤整備の分野別計画の一つに位置づけ、引続き対策を強力に推進していく。

(計画の内容)

① 人家等保全対策 (砂防事業、治山事業)

保全対象の人家が多い未対策箇所 (概ね 10 戸以上) のうち、災害発生時の影響が大きい谷出口周辺に人家があるなど緊急性の高い箇所で、治山ダムや砂防えん堤等を重点的に整備

② 流木・土砂流出防止対策 (治山事業)

谷筋にスギ、ヒノキが植林された溪流を対象に、流木災害のおそれの高い箇所から、治山ダムを重点的に整備

③ 災害に強い森づくり (緊急防災林整備)

谷筋にスギ、ヒノキが植林された溪流を対象に、流木災害のおそれの高い箇所から、危険木の除去、間伐などによる災害緩衝林整備を実施



砂防えん堤



治山ダム



緊急防災林

6 減災対策

減災対策の実施内容は、以下に示す通りである。

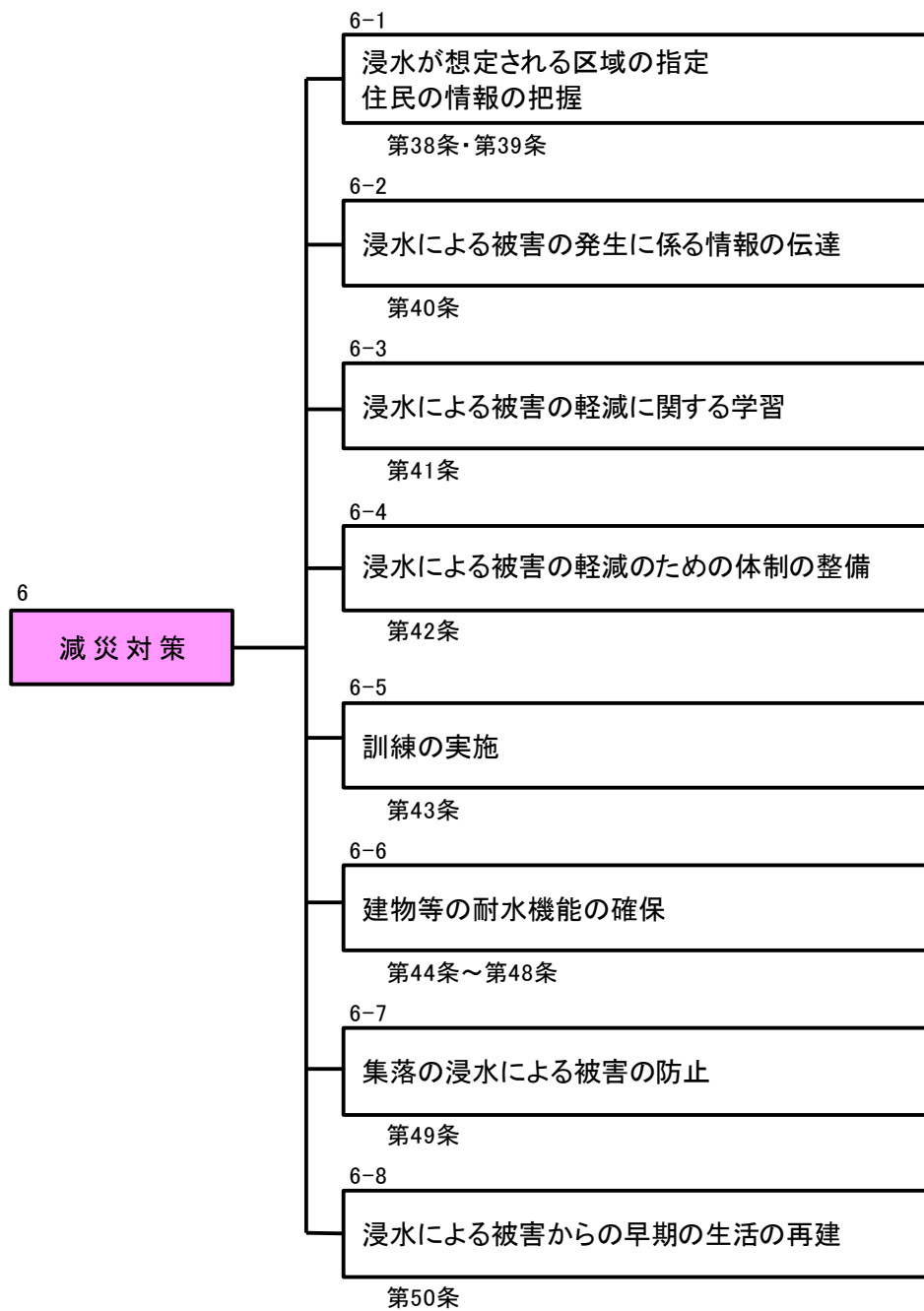


図 34 減災対策の体系

6-1 浸水が想定される区域の指定・住民の情報の把握

国及び県は、それぞれが管理する河川について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、国及び県、市町は、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

国及び県は、浸水想定区域図を関係市町に通知し、市町は、防災マップの作成・周知を行う。

洪水により浸水が想定される地域について、行政が持っている情報を県民へ「知らせる努力」と、お住まいの地域の危険性を県民自らが「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることになることから、県民は、国及び県や市町から発信される防災情報の収集に努め、水害リスクに対する認識の向上を図る。

表 29 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> ・HO でハザードマップの改定と全戸への再配布を行う。 ・出前講座、ハザードマップ、広報、ホームページ等を利用して周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップのさらなる周知に努める。 ・現在の取り組みを今後も継続する。
流域圏全体	県		
	国		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		
	西脇市		
	三木市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
	加東市		
	多可町		
	加古川市		
	高砂市		
	稲美町		
	播磨町		

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

出前講座（高砂市）



(1) 浸水想定区域図の作成・公表

国や県は、それぞれが管理する河川の浸水想定区域図を作成し、公表しているが、河川整備基本方針の見直し、堤防や洪水調節施設等の河川整備の進捗、土地利用の大幅な変更など、浸水想定区域図の大幅な変更が見込まれる場合には、適宜見直しを行うとともに、市町に提供する。また、浸水想定区域図を国のホームページ（姫路河川国道事務所ホームページ）や県のホームページ（兵庫県 CG ハザードマップ（地域の風水害対策情報））に掲載するとともに、内容の充実に取り組み、県民への周知に努める。

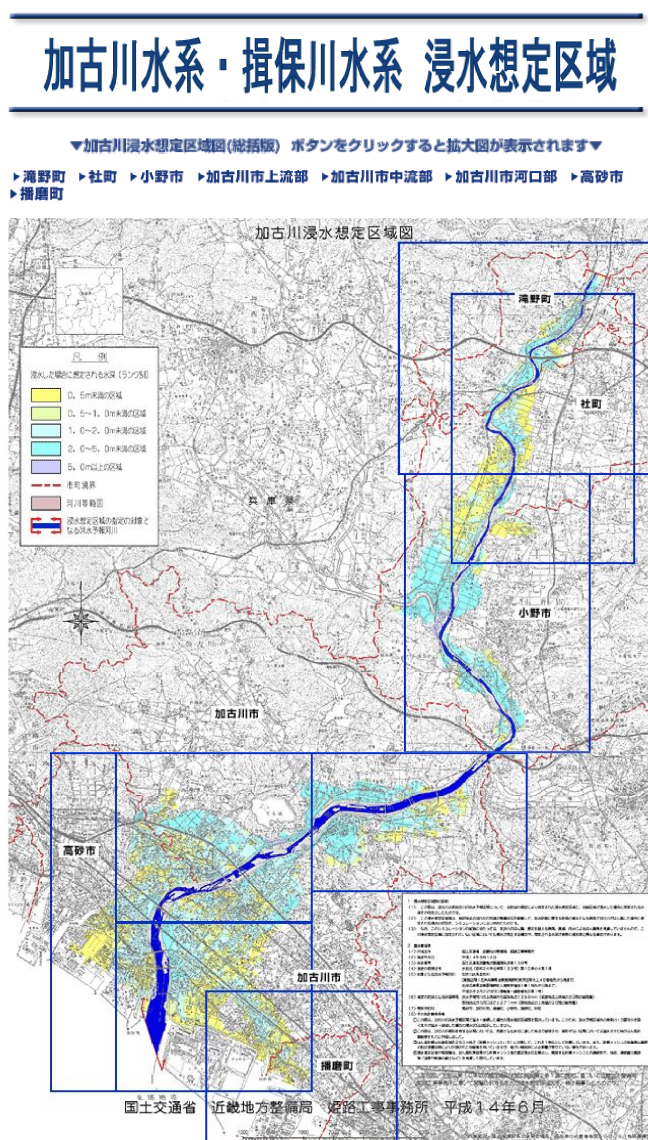
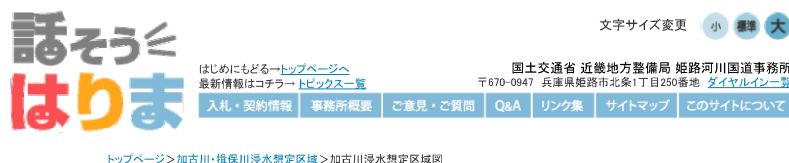


図 35 加古川水系浸水想定区域図（姫路河川国道事務所）

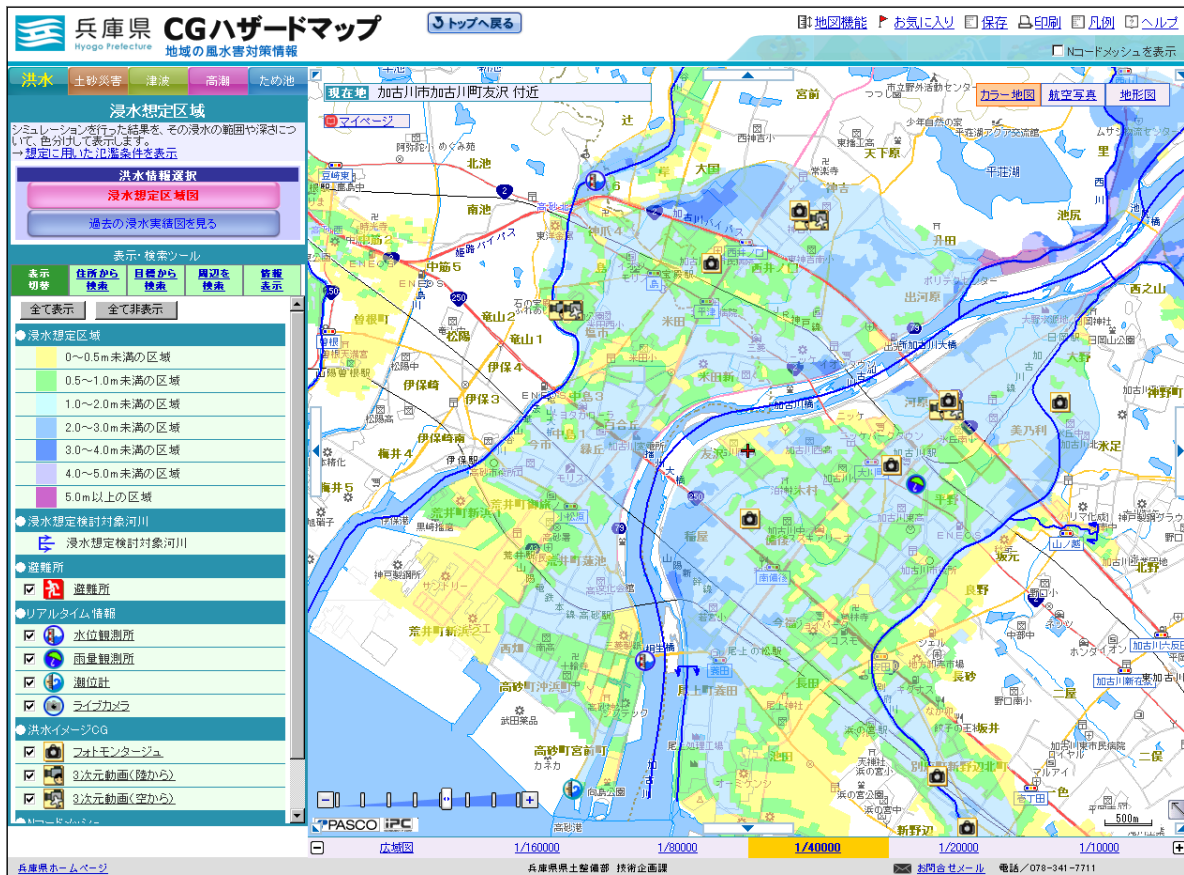


図 36 兵庫県 CGハザードマップ (地域の風水害対策情報)

※CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がよりの確に行動できることを目指して、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水想定区域、危険個所など）や避難に必要な情報などを記載した「CG ハザードマップ」を作成し、平成 17 年 8 月から県ホームページで公開している。

URL: <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

(2) 洪水ハザードマップの作成・配布

市町は、国及び県から提供された「浸水想定区域図」をもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「洪水ハザードマップ」を作成し、県民に配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。

表 30 流域圏の洪水ハザードマップ作成年月

ブロック	市町	洪水ハザードマップ公表年度	URL
上流域	丹波市	平成 22 年度	http://www.city.tamba.hyogo.jp/soshiki/bousai/bousaimapzentai.html
	篠山市	平成 24 年度	http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pcc/group/bousai/disaster-prevention/post-19.html
中流域	西脇市	平成 24 年度	http://www.city.nishiwaki.lg.jp/kurashi/anzenanshin/shinobousaitaisaku/1371425311222.html
	三木市	平成 25 年度	http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/doc/9E0BA4C92254000149256ECA00047E8D?OpenDocument
	小野市	平成 24 年度	http://ono119.jp/?id=87
	加西市	平成 24 年度	http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/09izat/03saig21.htm
	加東市	平成 22 年度	http://www.city.kato.lg.jp/life/bousai/bosaimap.html
	多可町	平成 26 年度	http://www.takacho.jp/bosai/bosaitop.htm
	神戸市	平成 17 年度	http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/map/
	三田市	平成 23 年度	http://www.city.sanda.lg.jp/bousai/hazardmap.html
下流域	加古川市	平成 20 年度	http://www.city.kakogawa.lg.jp/hp/hazardmap/index.htm
	高砂市	平成 26 年度	http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,35737,69,597,html
	稲美町	平成 21 年度	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?frmId=31
	播磨町	平成 21 年度	http://www.town.harima.lg.jp/kurashi/kurashi_bosai/kurashi_bosai_bosai_bosaimap.html

(3) 災害を伝える

国及び県、市町は、過去の災害を忘れないために、さらに発災時には安全かつスムーズな避難行動に繋げるために、実績浸水深や避難所の案内表示板を公共施設等に明示することに努める。なお、浸水実績がない、あるいは不明の場合には想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージするための一助とする。



避難所の案内表示板の事例（加古川市内）



管理番号	: 6
設置施設名	: 下条集会所
住所	: 小野市粟生町下条1048

全景

詳細

実績浸水深及び避難所の案内表示板の事例

※ホームページで取り組み事例を公開（姫路河川国道事務所 HP）

6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

国及び県、市町は、県民の避難の助けとなる情報を迅速かつ確実に提供できるよう情報提供体制の充実に取り組む。

市町は、地域防災計画への反映やフェニックス防災システム端末の増設など、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民は、情報を把握するとともに、自らの安全の確保に努める。

表 31 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の情報伝達手段についても計画の中で定めている。 ・ 防災ネット〇〇による緊急情報等の発信 ・ 緊急速報メールによる携帯電話への一斉配信 ・ 防災行政無線放送により情報を伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体の多様化を図る。
流域圏全体	県		
	国		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		
	西脇市		
	三木市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
	加東市		
	多可町		
	加古川市		
	高砂市		
	稲美町		
	播磨町		

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

(1)雨量・水位情報

国及び県は、県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報や河川監視画像を国や県のホームページを通じて発信する。

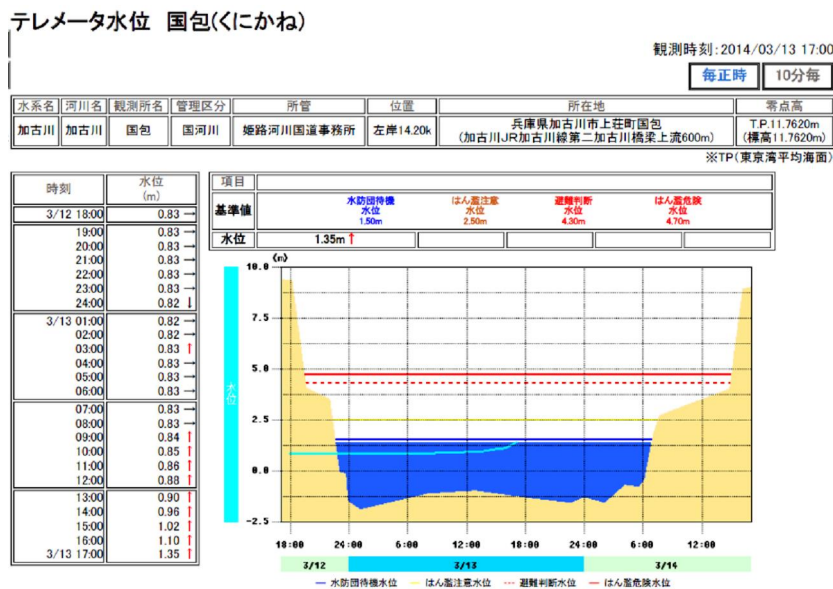


図 37 河川水位のリアルタイム観測情報例

(川の防災情報 URL:<http://www.river.go.jp/>)

話そう はりま

文字サイズ変更 小 標準 大

はじめにもどる トップページ
最新情報はコチラ トピックス一覧

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1丁目250番地 [ダイヤルイン一覧](#)

入札・契約情報 事務所概要 ご意見・ご質問 Q&A リンク集 サイトマップ このサイトについて

[トップページ](#) > [加古川ライブカメラ](#)

加古川の河川状況 (大門)



※道路・河川の管理のため操作を行う場合があります。カメラの方向が変わることがあります。

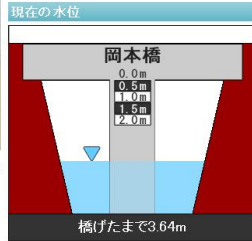
▲板波を表示 ▲万願寺を表示 ▲大島を表示 ▲国包を表示 ▲本町を表示 ▲藍屋を表示 ▲地図表示に戻る

図 38 河川のリアルタイム監視画像例

(姫路河川国道事務所ライブカメラ URL: <http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/kakogawacam/index.html>)



モニタ場所 谷川 (丹波市山南町谷川)



水位表	
5分間隔	10分間隔
30分間隔	1時間間隔
水位	
月/日 時:分	水位(m)
03/13 17:00	2.43 ↓
03/13 16:00	2.47 ↗
03/13 15:00	2.24 ↗
03/13 14:00	1.91 ↗
03/13 13:00	1.31 ↗
03/13 12:00	0.89 ↗
03/13 11:00	0.56 ↗
03/13 10:00	0.51 ↗
03/13 09:00	0.39 ↗
03/13 08:00	0.38 ↗
03/13 07:00	0.37 →
03/13 06:00	0.37 ↓

※画像が更新されない場合には、ブラウザの「更新」または「再読み込み」をご利用ください。
 ※画像は、おおむね2分ごとに更新していますが、機器の故障や通信障害などの原因により、画像の更新が正常に行われない場合があります。ご利用の際は、あらかじめご了承ください。

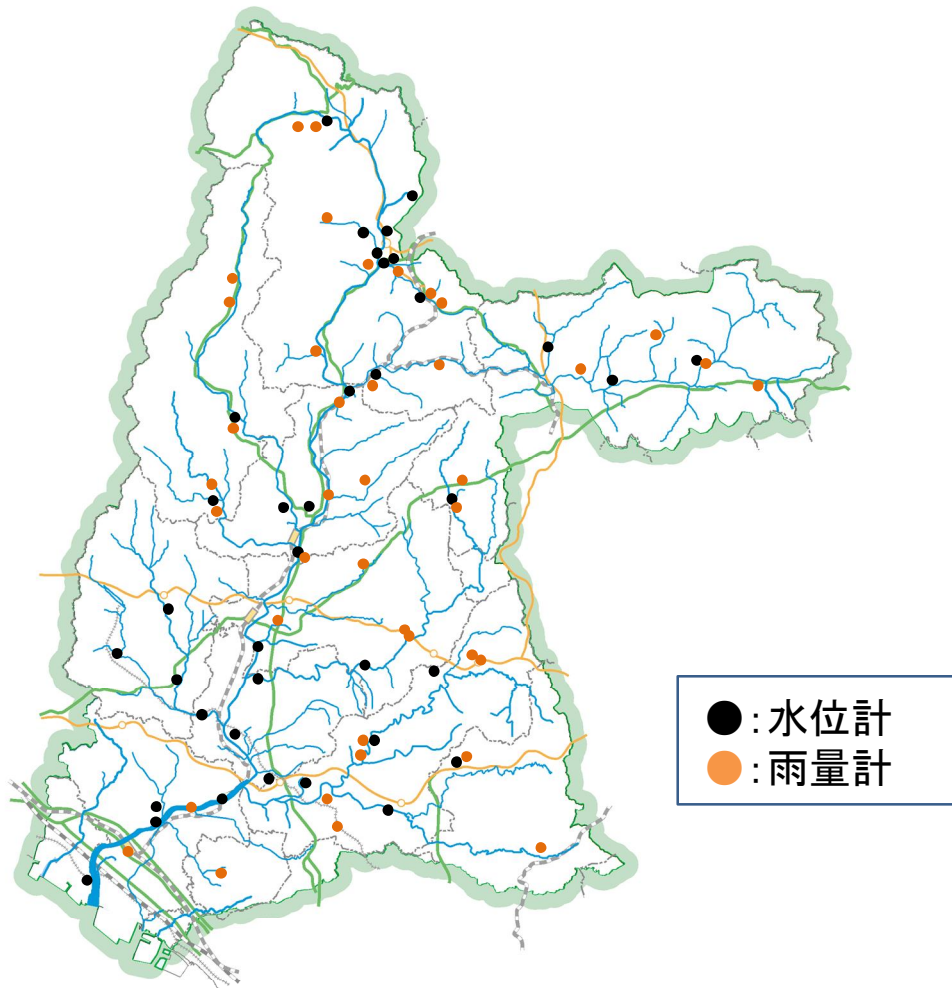
位置図 該感測場所位置図を表示します。

地図画面へ戻る 防災カメラ一覧へ マルチモニタ画面へ 全カメラ画面へ

凡例
 ↗ 水位上昇中
 ↓ 水位下降中
 → 水位変化なし

図 39 河川のリアルタイム監視画像例

(兵庫県河川監視カメラシステム URL: <http://hyogo.rivercam.info/>)



● : 水位計
 ○ : 雨量計

図 40 水位・雨量計位置図

(2) 防災行政無線、ケーブルテレビ、市町ホームページ等

市町は、県民の安全な避難行動等を適切に判断できるよう、詳しくわかりやすい気象情報や避難勧告・避難指示等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、市町のホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。

また、防災行政無線屋外スピーカーから放送が流れたが、聞き取れず、再度、放送内容を聞きたいという要望に応えるため、高砂市や播磨町等では放送内容を電話から音声メッセージで確認できる防災行政無線自動応答を開始している。



浸水危険水位表示板（加東市）

(3) 「ひょうご防災ネット」による情報発信

県及び市町は、携帯電話等のメール機能を利用した「ひょうご防災ネット[※]」により、気象情報等の緊急情報や避難情報などを登録している県民に直接配信する。今後、登録者数のさらなる増加を目指して県民や自主防災組織などに登録を働きかけていく。

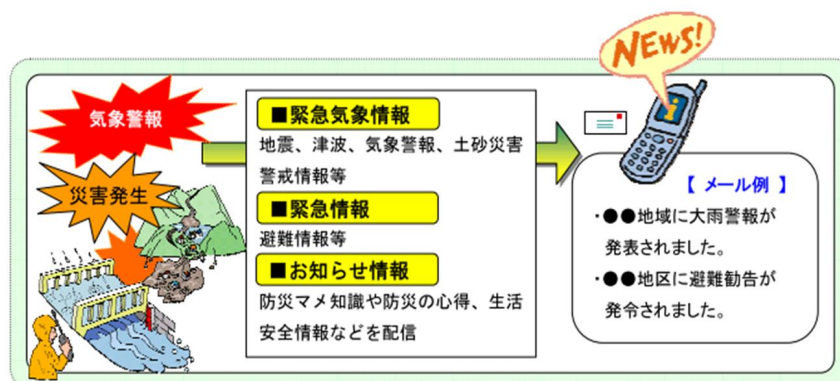


図 41 ひょうご防災ネットのイメージ

※ひょうご防災ネット：ラジオ関西が構築した携帯ホームページネットワークで、携帯電話のメール機能を利用して、気象警報や河川情報、避難情報、災害情報等の緊急情報を登録者に直接配信するシステム。(URL:<http://bosai.net/regist/>)

市町毎にも避難情報等のメールを配信するシステムが構築されており、空メールを送信し、返信されるメールに記載された URL にアクセスすると登録が完了する。

表 32 各市町版防災ネット

ブロック	市町名	名称	各市町版防災ネット登録方法
上流域	篠山市	デカンショ防災ネット	デカンショ防災ネットのページより登録 sasayama@bosai.net へメール送信
	丹波市	丹波市防災メール	hy@bosai.net へ空メールを送信し、返信 メールの URL にアクセス
中流域	神戸市	ひょうご防災ネット	神戸市（安心・安全情報）のホームペー ジに接続し、に従って登録
	三田市	さんだ防災・防犯メール	sanda@bosai.net へ空メールを送信し、返 信メールの URL にアクセス
	西脇市	にしわき防災ネット	nishiwaki@bosai.net へ空メールを送信 し、返信メールの URL に接続
	三木市	三木安全安心ネット	miki@bosai.net へ空メールを送信し、返 信メールの URL にアクセス
	小野市	ひょうご防災ネット（小 野市安全安心メール）	ono@bosai.net へ空メールを送信し、返 信メールの URL にアクセス
	加西市	かさい防災ネット	kasai@bosai.net 宛に空メールを送信し、 返信メールの URL にアクセス
	加東市	かとう安全安心ネット	takasago@bosai.net へ空メールを送信 し、返信メールの URL にアクセス
	多可町	たかちょう防災ネット	takacho@bosai.net へ空メールを送信 し、返信メールの URL にアクセス
下流域	加古川市	防災ネットかこがわ	kakogawa@bosai.net へ空メールを送信 し、返信メールの URL にアクセス
	高砂市	防災ネットたかさご	takasago@bosai.net へ空メールを送信 し、返信メールの URL にアクセス
	稲美町	いなみ安心ネット	hy@bosai.net へ空メールを送信し、返信 メールにアクセス
	播磨町	防災ネットはりま	harima@bosai.net へ空メールを送信し、 返信メールの URL にアクセス

(4) 緊急速報メール

加古川市、高砂市、播磨町等においては、災害時における緊急情報などを市内におられる方の携帯電話へ一斉に配信する「緊急速報メール」サービスの運用を開始している。

この「緊急速報メール」は、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイルの市内の携帯電話基地局エリア内にある携帯電話に対し、市から緊急情報を配信するもので、事前登録は不要なサービスである。

(5) 氾濫予測情報

県は、市町が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として、河川水位の予測、氾濫予測を実施し、その結果を「フェニックス防災システム※」を通じて市町等の防災関係機関に提供している。

「氾濫予測」は、気象庁の降雨予測データをもとに洪水の危険度を判定するものである。具体には、水位予測システムで用いている流出モデルを利用して、気象庁から提供される1kmメッシュでの実況降雨及び予測降雨データ(3時間先までの予測降雨)をもとに、河川の各区間の代表断面の1,2,3時間後水位が氾濫危険水位相当に達すると予測されると赤く表示する。これにより、避難勧告等を発令する範囲をある程度特定することが可能になるなど、市町の避難判断を支援する。

市町は、水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

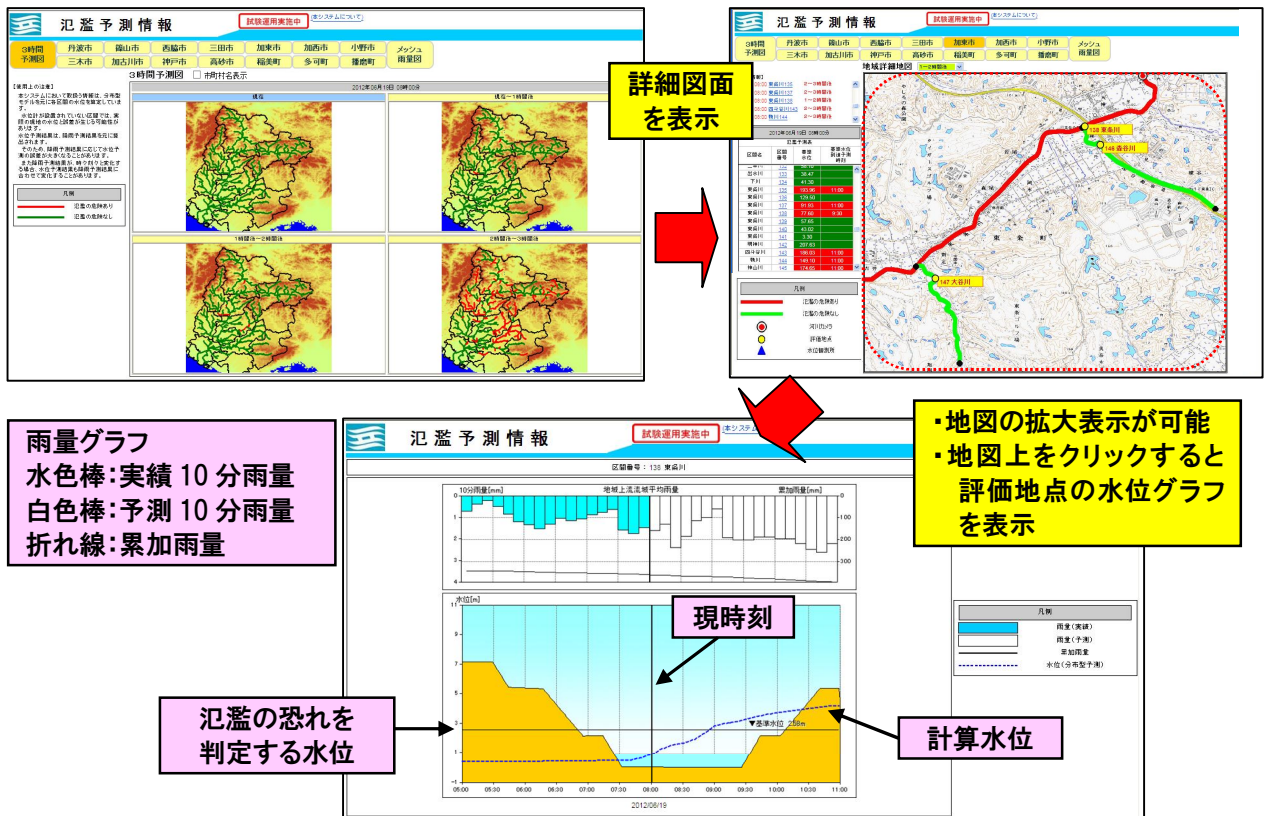


図 42 氾濫予測の例

※フェニックス防災システム :

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市町、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。なお、フェニックス防災システムは防災端末での閲覧となるため一般には公表はされていない。

(6) 道路アンダーパス部の浸水情報

道路アンダーパス部は、地形的に雨水が集中しやすい構造となっていることから、通常の場合にはポンプ設備などにより集まった雨水を外部に排出している。しかし、近年多発する集中豪雨など想定を超える大雨に際しては、ポンプなどでは排水しきれずに道路アンダーパス部が冠水し、車両が水没する事故が相次いでいる。このような事故を防止するため、道路アンダーパス部に冠水情報板等の設置を推進する。

県では、冠水情報板をより見やすくするためにLED式の電光掲示板の整備を進めている。また、注意看板を設置するとともに、冠水部に地名表示板や水深表示板を設置している。

表 33 道路アンダーパス箇所数一覧

ブロック名	市町村名	施設数 (箇所)
上流域	篠山市	1
	丹波市	1
中流域	神戸市	3
	三田市	0
	西脇市	1
	三木市	0
	小野市	11
	加西市	2
	加東市	10
	多可町	0
下流域	加古川市	4
	高砂市	2
	稲美町	0
	播磨町	0
合計		35



朝日アンダーパス（高砂市）

(7) 洪水予報

加古川は、水防法第10条及び気象業務法第14条に基づく洪水予報指定河川であり、神戸地方気象台と共同で洪水予報を発表している。

洪水予報には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、これらの情報を県や市町へ伝達し、水防活動等に利用するほか、市町や報道機関を通じて県民の方々へ伝達している。

水位の状態イメージ	レベル	水位	発表情報	市民に求められる行動
	5	はん濫発生	はん濫発生情報	はん濫している地域では、新たな避難行動はとらない
	4 危険	はん濫危険水位	はん濫危険情報	← 避難完了
	3 警戒	避難判断水位	はん濫警戒情報	避難の判断、避難開始
	2 注意	はん濫注意水位	はん濫注意情報	避難の準備、要援護者支援の開始、要援護者は避難開始
	1	水防団待機水位		雨量、水位情報、気象情報などへの注意
	通常の水位			

出典：姫路河川国道事務所ホームページ

図 43 洪水予報と避難行動

表 34 洪水予報区間

河川名	区域	基準地点	発表者
加古川 (美囊川合流点より上流区間)	左岸：加東市多井田から 三木市別所町まで 右岸：加東市上滝野から 小野市 ^{きびた} 黍田町まで	板波	姫路河川国道事務所 神戸地方気象台
加古川 (美囊川合流点より下流区間)	左岸：加古川市八幡町から海まで 右岸：加古川市上荘町から海まで	国包	

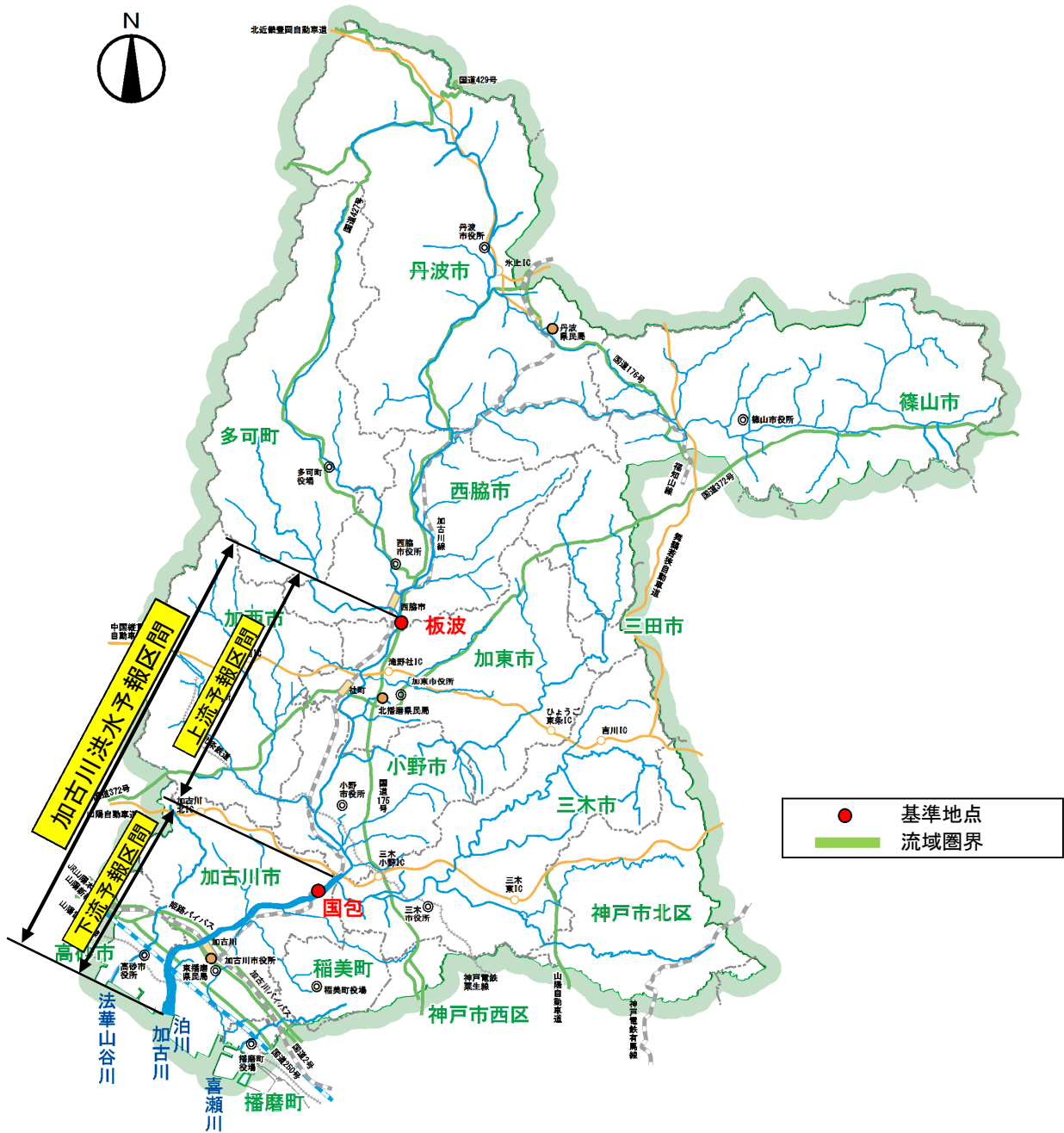


図 44 洪水予報区間図

6-3 浸水による被害の軽減に関する学習

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、防災リーダーの育成、防災マップの作成などにより、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取組を進めるとともに、県及び市町はこれを支援する。

(1) 防災リーダーの育成

県及び市町は、自然災害が発生した場合、地域の自主防災組織の一員として、防災活動に積極的に取り組んでいただく地域防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する（ひょうご防災リーダー講座、防災に関する出前講座等）。

受講者募集

平成26年度 ひょうご防災リーダー講座

この講座は、地域防災の担い手となるリーダーの養成講座です
今後、発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、より実践的な
防災講座を開講します

1.17は忘れない



伝える
備える
活かす

防災マスコット
はばたん

阪神淡路20年

毎月17日は「減災活動」の日
阪神・淡路大震災の経験や教訓を未来に伝えたり、
地域の防災力を高める活動を県民の皆さんで広げましょう！
「耐震化」 「室内安全」 「備蓄」 「避難」

募集・申込み締切
平成26年9月19日 必着

兵庫県

図 45 ひょうご防災リーダー講座パンフレット

表 35 防災リーダー等の人材育成に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> 各自主防災組織の代表には、ひょうご防災リーダー講座の受講を促している。 防災訓練に参加や出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
流域圏全体	県		
篠山市			
丹波市			
神戸市			
西脇市			
三木市			
小野市			
三田市			
加西市			
加東市			
多可町			
加古川市			
高砂市			
稲美町			
播磨町			

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

(2) 防災マップの作成・支援

市町は、地区毎の防災マップを作成の上、県民が安全に避難できるよう作成した防災マップの普及・活用に努める。

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを県民自らの手で地図に記載する「手づくり防災マップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努めるとともに、自主防災組織等の活性化を図る。また、手づくり防災マップの作成に際しては、防災リーダーが中心的な役割を担い、必要に応じて防災に経験豊富なNPO 法人等の支援を得る。

国及び県、市町は、住民の防災意識の向上や避難路の周知徹底など大きな役割を担う手づくり防災マップづくりが各地区で広がるよう、研修会の開催等により取り組みを支援していく。

表 36 防災マップまたは手づくり防災マップ作成地区数

市町名	防災マップまたは手づくり防災マップ作成地区数	備考
例 ○市	自主防災会○地区で作成	手づくり防災マップ
篠山市		
丹波市		
神戸市		
西脇市		
三木市		
小野市		
三田市		
加西市		
加東市		
多可町		
加古川市		
高砂市		
稲美町		
播磨町		

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

表 37 防災マップに関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		・ 出前講座での地域防災マップ作成推進	・ 左記を継続的に実施
流域圏全体	県		
	国		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		
	西脇市		
	三木市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
	加東市		
	多可町		
	加古川市		
	高砂市		
	稲美町		
	播磨町		

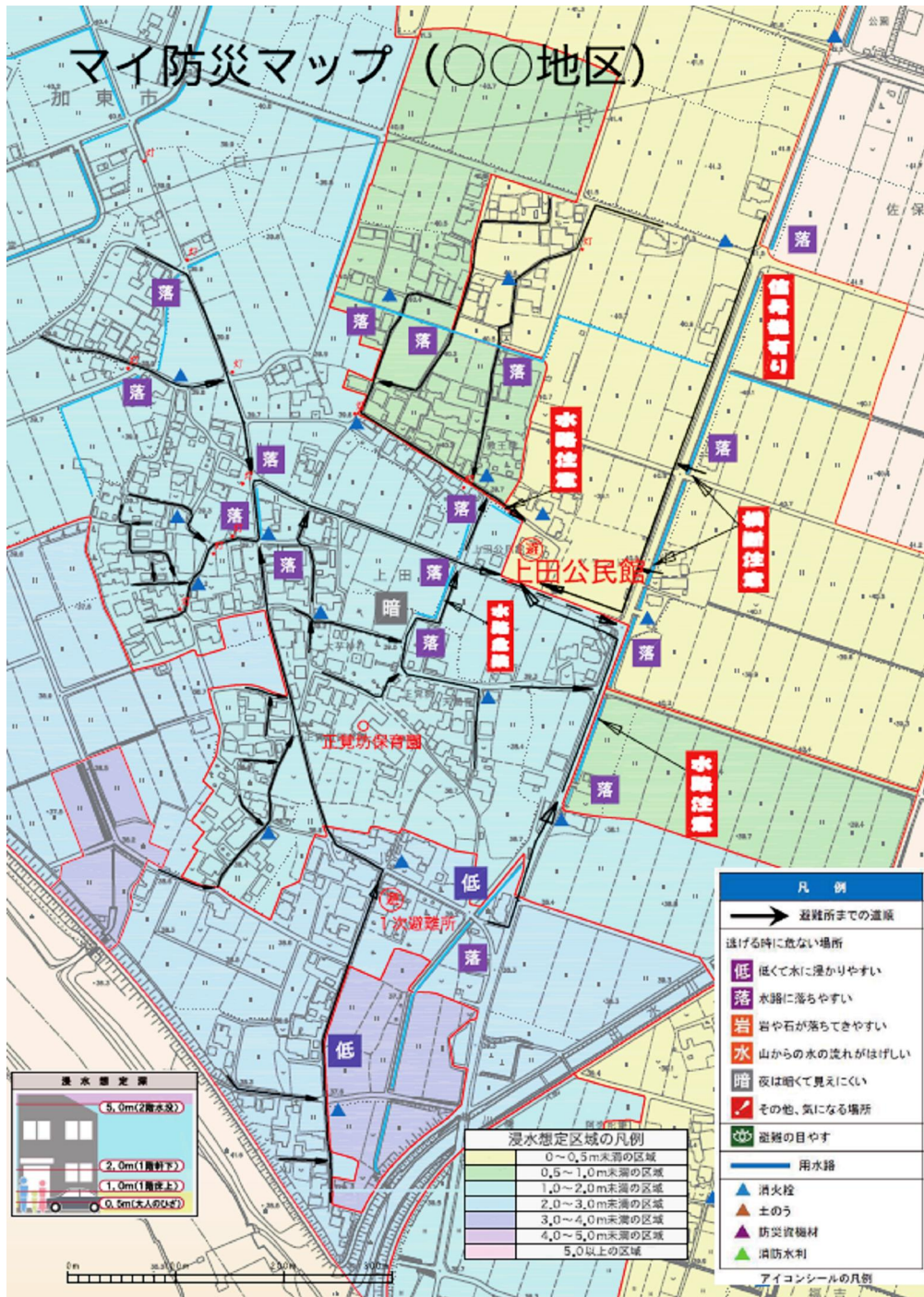
※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。



マイ防災マップ作成にあたっての説明会
(加東市穂積)



防災マップ作成風景 (篠山市)



マイ防災マップ例

(3) 学校カリキュラムとの連携

県は、生徒が自ら効果的な総合治水の対策を考える、学びを通じて、防災意識の向上につなげてくため、学校と連携し、総合治水の取り組みに関する模型製作を支援する。

県及び市町は、学校への出前講座などを通じて、総合治水の更なる普及啓発を図る。

土木系学科を有する東播工業高等学校、県立農業高等学校、篠山産業高等学校において、総合治水の取り組みに関する模型を授業やその他課外活動として製作していく。



ジオラマ模型の例

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、水防団等による水防活動の充実や住民の円滑な避難行動が重要であることから、市町は、これらの体制の整備として、「水防活動への支援」及び、わかりやすい避難所の表示や避難時に地区内で住民同士が助け合う「円滑な避難体制の整備」も行う。さらに、各市町だけでの復旧が困難な大規模水害に備えた幅広い連携体制として、救援活動等に対する国、県、他市町、民間事業者との「協定締結に関する取り組み」に努める。

(1) 水防活動等への支援

市町は、洪水時には各市町が定める水防計画に基づき、水防活動を行うこととなるが、少子高齢化や過疎化により消防団員の減少など水防体制の弱体化が懸念されることから、災害モニター制度の活用などにより情報収集に努めるとともに、河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくりに努める。なお、流域圏の自主防災組織の組織率(組織されている地域の世帯数/管内世帯数)は100%に近い市町が多い。

また、県は、迅速な水防活動を支援するため、河川水位の予測などの情報を「フェニックス防災システム」により市町や消防機関等に提供する。

表 38 水防活動等への支援に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元に対し、水防訓練等により防災指導を実施 ・ 土のうの分散備蓄を推進している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等で行われる防災訓練等の自主的な活動を積極的に支援
流域圏全体	県		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		
	西脇市		
	三木市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
	加東市		
	多可町		
	加古川市		
	高砂市		
	稲美町		
	播磨町		

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

表 39 流域圏関連市町の消防団の分団数・団員数 (H24. 4. 1 現在)

ブロック名	団体	分団数 (分団)	団員数 (人)
上流域	篠山市消防団	21	1,221
	丹波市消防団	29	2,141
中流域	神戸市消防団	159	3,812
	三田市消防団	7	704
	西脇市消防団	7	947
	三木市消防団	38	1,337
	小野市消防団	6	697
	加西市消防団	12	1,410
	加東市消防団	75	1,234
	多可町消防団	14	1,144
下流域	加古川市消防団	19	1,186
	高砂市消防団	7	674
	稲美町消防団	6	852
	播磨町消防団	12	343

出典：平成 24 年版消防防災年報, 兵庫県.

表 40 流域圏関連市町の自主防災組織 (H24. 4. 1 現在)

ブロック名	市町名	組織数	組織率 (%)
上流域	篠山市	82	100.0
	丹波市	298	100.0
中流域	神戸市	191	100.0
	三田市	152	93.3
	西脇市	81	100.0
	三木市	194	100.0
	小野市	87	99.9
	加西市	142	100.0
	加東市	98	100.0
	多可町	64	100.0
下流域	加古川市	274	96.3
	高砂市	99	87.5
	稲美町	67	100.0
	播磨町	43	99.7

出典：平成 24 年版消防防災年報, 兵庫県.

(2) 円滑な避難体制の整備

市町は、豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、避難所への避難経路の設定に際しては危険箇所を避け設定するとともに、一律に指定避難所へ避難するのではなく垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）等の状況に応じた避難方法も選択肢に含めて検討する。さらに、県及び市町は、流域圏が超高齢社会[※]であることを踏まえ、共助による避難誘導や危険箇所の解消に努める。また、市町は災害時にも避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。

表 41 流域圏内における 65 才以上の割合

(平成 22 年国勢調査による)

地域	65 歳以上の割合 (%)
東播磨	21.1
北播磨	25.3
丹波	28.7

※超高齢社会：高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%を超える社会をいう。

※地域は、兵庫県の行政上の地域区分。

表 42 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。 ・ 水害等に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的として、H○年度に「災害時要援護者避難プラン」を作成し、H○年度までに要援護者名簿及び要援護者ごとの個別支援計画の作成を完了。 ・ 全ての避難所に、案内板を設置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続的に実施 ・ 名簿等の更新を継続的に実施 ・ 指定避難所の見直しを、今後行う予定
流域圏全体	県		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
西脇市			
三木市			
小野市			
三田市			
加西市			
加東市			
多可町			
加古川市			
高砂市			
稲美町			
播磨町			

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

災害時避難場所の標識
(播磨町)



(3) 協定締結に関する取り組み

大規模水害時には、各市町だけの復旧は困難であり、国、県、他市町等に応援要請を行うことが必要となる。このため、市町は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう平時から応援協定の締結や民間事業者などとの幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

表 43 民間事業者等との協定締結に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み
例 ○市		・『災害時における食糧、物資の供給に関する協定』を民間業者と締結しており、災害時により速やかに円滑に物資を供給できるようにしている。
流域圏全体	県	
	篠山市	
	丹波市	
	神戸市	
	西脇市	
	三木市	
	小野市	
	三田市	
	加西市	
	加東市	
	多可町	
	加古川市	
	高砂市	
	稲美町	
	播磨町	

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。

6-5 訓練の実施

国及び県、市町、防災関係機関及びライフライン関係機関で構成する「加古川・揖保川洪水予報連絡会」及び「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等情報の共有を図る。

国及び県、市町等は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

表 44 訓練の実施に関する取り組み

対象地域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
例 ○市		・毎年〇月に防災訓練（発災対応型）を実施している。	・今後も継続して実施し、危機管理意識の向上と地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。
流域圏全体	県		
	篠山市		
	丹波市		
	神戸市		
	西脇市		
	三木市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
	加東市		
	多可町		
	加古川市		
	高砂市		
	稲美町		
	播磨町		

※今後、市町と協議し、記載内容を検討する。



連絡会での現地見学会
[姫路河川国道事務所の事例]



防災訓練（篠山市）



土のう作成



シート張り工法

水防訓練（小野市）

6-6 建物等の耐水機能の確保

①建物等の耐水機能の確保

県民は、敷地の地形の状況や市町が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月、兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水機能の確保の必要性を検討し、必要に応じて実施する。

②施設の指定

県は、浸水機能を備えることが流域圏における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた上で、建物等を指定耐水施設に指定（条例第 45 条）する。

③維持管理

建物所有者は耐水機能を備え、維持する。

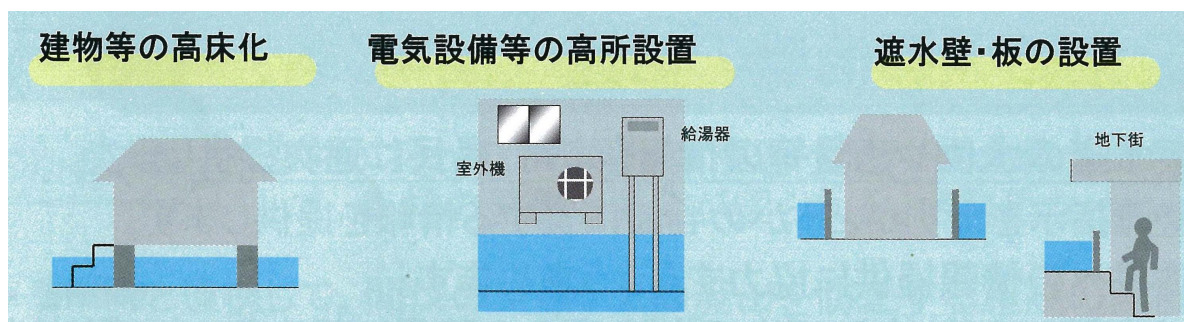


図 46 耐水機能の主な例

6-7 集落の浸水による被害の防止

(1) 二線堤、輪中堤等による集落の浸水被害の防止

法華山谷川の水位が上昇した場合に、影響を受ける低地部には、二線堤、輪中堤等の対策を施し、床上浸水被害の解消を推進する。

加古川市は、下表に示す箇所において輪中堤による浸水被害軽減対策を実施する。

浸水被害軽減対策

事業主体	実施箇所	対策内容
加古川市	加古川市西神吉町岸、西神吉町辻地先	輪中堤

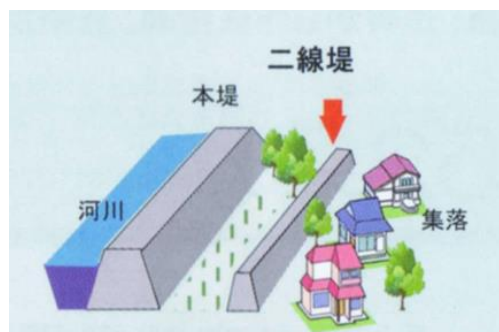
(2) 排水施設の設置及び機能維持

市町は、台風等により浸水が予想される箇所に仮設ポンプを設置し、被害軽減に努める。

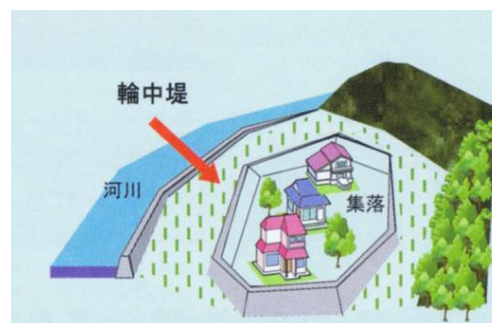
市町は、ポンプ場流入水路の点検や浚渫、清掃を行う。

(3) 浸水状況を踏まえた土地利用の検討

市町は、土地利用に関する計画を定める際には、浸水状況等を踏まえた適正な土地利用となるよう、総合治水を推進する県と連携して計画を定める。



二線堤



輪中堤

※「二線堤」

- ・本堤背後の堤内地に築造される堤防で、控え堤、二番堤とも言う。
- ・万一本堤が決壊した場合に、洪水氾濫の拡大を防止する。

※「輪中堤」:

- ・特定の区域を洪水の氾濫から防御するため、その周囲を囲んで設けられた堤防である。
- ・小集落を防御するためには、効率的な場合があるが、日常的な集落外への出入りに支障を来す場合がある。

6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が9.0%（平成26年1月末現在）に対し、東播磨・北播磨・丹波地域の加入率は、平成16年水害等の影響もあり、それぞれ11.6%、12.7%、13.1%と高い。

今後も、県及び市町は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入促進に努める。

自然災害から「住まい」「家財」を守る
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊（損害割合10%以上20%未満）を給付対象とする制度（一部損壊特約）が平成26年8月1日からスタートします（加入申込みは4月から受け付けています）。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度

年額5,000円で
最大600万円
の給付

※市町が発行する防災証明書で半壊以上の認定に限りです。

県内にお住まいの方の
家財再建共済制度

年額1,500円で
最大50万円
の給付

※市町が発行する防災証明書で半壊以上又は床上浸水の認定に限りです。

さらにワンコインで追加加入できます！ **プラス** 住宅再建共済制度に上乘せ加入でもっと安心!!
※一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度（一部損壊特約）

年額500円で補修時等に**25万円**の給付

※市町が発行する防災証明書で一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の認定に限りです。

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊（損害割合10%以上20%未満）について、年額500円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートします。

※一部損壊特約は8月1日（日）以降に申込みいただいた場合でも8月1日よりとなります。

平成26年8月1日スタート!!

安心を 共に育む フェニックス共済

表 45 フェニックス共済加入状況

地域	住宅再建共済制度 平成26年1月末	
	加入戸数	加入率
東播磨	25,913	11.6%
北播磨	10,312	12.7%
丹波	4,408	13.1%
地域全体	40,633	12.0%
県内全体	159,968	9.0%

図 47 フェニックス共済パンフレット

7 環境の保全と創造への配慮

河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、“安全ですこやかな川づくり”“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、「生物多様性基本法」に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」や地域の自然環境の保全・再生に関する計画※、「ひょうごの川・自然環境調査※」の結果を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境などに配慮した事業を行う。

- ※「地域の自然環境の保全・再生に関する計画」：篠山市の「森の学校復活大作戦－生物多様性ささやま戦略－」や「ささやまの川・水路づくり指針」等が挙げられる。
 - ・森の学校復活大作戦：篠山の豊かな自然を取り戻し、篠山市の多様な生物環境を将来の子どもたちに引き継ぐために生物多様性ささやま戦略を策定。
 - ・ささやまの川・水路づくり指針：「森の学校復活大作戦」の基本方針を基に、事業による環境への影響を最小限に抑えるための事前調査を実施し、整備目標を決定し、整備工法を検討。
- ※「ひょうごの川・自然環境調査」：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下 14 水系を対象に、平成 14 年度から進めている調査。

7-1 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生

人間を含むすべての生命の生存基盤である環境は、生物の多様性が健全に維持されることにより成り立っている。しかしながら、いのちと暮らしを支える生物多様性が、人間活動や開発、生活様式や産業構造の変化等により、危機に直面していることから、将来にわたって維持されるように、生物の多様性を維持、回復する必要がある。

加古川における特徴的な生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場としては、「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「^{れき}礫河原」、「水際植生」、「河口干潟」があり、過去から比較すると減少傾向にある場も存在することから、これらの保全・再生に努める。

また、工事にあたっては、できるかぎり現況河道の河床形状を重視するとともに、水域と水際部の保全に極力努め、低水路を掘削せざるを得ない場合においても河床の平滑化は行わないこととし、多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場として重要な瀬や淵の形成を促すように配慮する。また、高水敷の掘削や樹木の伐採に際しては、治水上支障の無い範囲で、生物の生息・生育・繁殖の場に配慮する。以上のように工事に伴う河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、自然環境調査等によって、生態系を確認するとともに、生態系に関しての知識を深め、新しい知見を踏まえながら、河川整備を行い、良好な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生を図る。

7-2 縦断的移動の連続性の確保

堰が支障とならず、加古川等に生息する全ての魚類、甲殻類が自由に遡上、降下できるように、縦断的移動の連続性の改善に努める。

7-3 参画と協働による川づくり

県民の参画と協働により、河川の維持や整備として川づくりの実践を行い、観察会などのイベントの実施や河川愛護活動団体とのネットワークの強化を図ることで、河川愛護に向けた県民意識の向上と河川環境の保全に取り組む。

加古川では、教育の場に豊かな自然を取り入れた環境体験学習が盛んに行われており、河川管理者や地域で活動されている方々が環境出前講座や水生生物調査等を実施する他、小学校や企業が河川の清掃活動に取り組むようになっている。また、「ひょうごアドプト」で地域住民と締結され、地域住民による除草や清掃等の河川管理が展開されている。

さらに川に親しむイベントとして、緊急用河川敷道路を活用したマラソン大会や高水敷を利用した花火大会の他、レガッタ大会、イカダ下り、魚すくい大会などが行われており、多くの参加者でにぎわっている。

7-4 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

7-5 水田・ため池環境の保全

計画地域の水田やため池については、化学肥料や農薬の使用を制限した環境創造型農業の普及が進められているほか、ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観など、環境との調和への配慮が義務づけられている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動が行われている。

流域対策を実施する際にはこれらの取り組みも踏まえ、水田・ため池の自然環境や景観保全に配慮する。

8 総合治水を推進するにあたって必要な事項

8-1 県民相互の連携

現在、流域圏内の自主防災組織の組織率は100%に近い市町が多いが、すべての組織が活発に活動しているとは限らない。大災害になればなるほど公助は機能しにくくなるため、自助、共助により地域に住む人々の命と暮らしを守ることが重要となる。そのため、自助、共助の中核を担う自主防災組織の活性化が求められている。したがって、県及び市町は、情報発信や出前講座に取り組むなど、県民の災害に対する意識向上に向けた普及啓発を行う。

また、県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組みなど、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動の推進に努める。

8-2 関係機関相互の連携

総合治水を推進していくには、河川、下水道、水田、ため池及び森林など多くの管理者が協力して施策に取り組んでいくことが重要であり、東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会及び法華山谷川流域懇談会の場などを活用して連携を図る。

土地利用計画の策定にあたっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源のかん養の必要性等を考慮する。

8-3 財源の確保

総合治水は、県、市町及び県民が協働して推進するものである。また、流域対策は、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本とし、関係機関が協力して取り組むものとする。

県及び市町は、自らが所有する施設について、率先して貯留浸透機能の整備に取り組むとともに、補助金等、財源の確保に努める。

また、県及び市町は、市町や県民の取組を促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

8-4 計画のフォローアップ

東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会及び法華山谷川流域懇談会は、本計画策定後も存続する。国、県、市町及び県民は、協議会において、計画の進捗状況を把握の上協議する。県は協議会等の意見を踏まえて推進計画を適宜見直す。